

一般財団法人富山県バスケットボール協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、諸事業の振興及び発展に貢献した者の表彰その他必要な事項を定めるものとする。

(表彰等の種類)

第2条 表彰等の種類については、次の各号に定めるものとする。

(1) 功労表彰

- ア 県協会の役員として永年協会の発展に特に寄与した者
- イ 県協会加盟団体役員として特に功績のあった者

(2) 優秀選手表彰

全国大会及び国際大会で顕著な成績を収めた者

(3) 優秀チーム表彰

全国大会で優秀な成績を収めたチーム

(4) 優秀指導者表彰

全国大会で優秀な成績を収めた選手又はチームを育成した指導者

(5) 特別優秀選手又は特別優秀チーム表彰

- ア 全国大会で優勝又は次勝した選手若しくはチーム
- イ 日本を代表して国際大会等において出場した選手又はチーム

(6) 激励金

- ア ブロック大会に出場するチーム
- イ 全国大会に出場するチーム
- ウ 日本を代表して国際大会等に出場する選手又は指導者

(表彰候補者の推薦)

第3条 本協会及び加盟団体は、前条第1号から第5号までに規定する表彰の事由により、該当するものを表彰候補者として本協会に推薦することができるものとする。

2 推薦候補者の推薦に当たっては、推薦団体が推薦事由を明記した推薦書を会長に提出しなければならない。

(表彰の時期及び授与品)

第4条 表彰は原則として評議員会において行い、表彰状又は記念品を授与するものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、その都度授与することができるものとする。

(激励金)

第5条 激励金の交付は、その都度行うものとし、その金額については、別表に定めるものとする。ただし、オリンピック及びパラリンピックについては、別に定めるものとする。

(選考)

第6条 第2条第1号から第5号までに定める被表彰者の選考は、理事会の決議を経て会長が授与するものとする。

(感謝状)

第7条 第2条に定めるもののほか、特に功績があった者については、会長が推薦し理事会の決議を経て感謝状を贈呈することができるものとする。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し、次の各号に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

- (1) 第2条第1号アに規定する功労表彰は、県協会役員及び参与として30年以上(年齢は60歳以上)を歴任した者又はそれに準じる功績のあった者とする。
- (2) 第2条第1号イに規定する功労表彰は、その加盟団体の発展に永年尽力し、特に功労が顕著な者とする。
- (3) 第2条第2号から第6号までに規定する全国大会は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)が主催又は主管する大会とする。
- (4) 第2条第2号から第6号までに規定する全国大会において、優秀な成績を収めたとは、4位入賞以上とする。
- (5) 第2条第5号及び第6号に規定する国際大会等とは、JBA等が派遣した大会又はオリンピック・パラリンピックとし、その対象者を富山県在住者又は富山県の高等学校卒業者とす。ただし、第2条第6号の規定は、プロフェッショナル選手を対象としないものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、2021年9月15日から施行する。

別表(第5条関係)

	予選あり	予選なし
ブロック大会 (チーム)	20,000円	0円
全国大会 (チーム)	30,000円	20,000円
国際大会 (個人)	50,000円	30,000円
上記以外	別に定める	別に定める